

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 29 日

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課

避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及び
これに伴う地方財政措置の拡充等について（抄）

2. 福祉避難所

（2）緊急防災・減災事業債の活用の検討について

地方公共団体が、指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと。

また、令和 3 年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等※における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※ 社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、近藤事務官、石尾事務官（1. について）
赤司参事官補佐、長谷川事務官、秋吉事務官（2. について）
TEL 03-3593-2849（直通）
消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、舘野係長、清水事務官
TEL 03-5253-7525（直通）